

台風等異常気象時の登下校について(改訂版)

1. 岡崎市に「暴風警報」が発表されたときの生徒の登校について

- (1) 午前6時00分までに暴風警報が解除された場合 ⇒ 平常通り授業をします
- (2) 午前6時00分から午前11時までに暴風警報が解除された場合 ⇒ 午後1時から始業
- (3) 午前11時を過ぎても暴風警報が解除されない場合 ⇒ この日は臨時休業となります
- (4) 登校途中に警報が出たことを知った場合 ⇒ すぐに帰宅します
- (5) 休日(土曜・日曜・祭日)に警報が出た場合 ⇒ 登校させないでください

上記(1)(2)の場合でも、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合には、登校させない。※生徒の安全確保のため、その場合は学校へご連絡ください

2. 登校後に「暴風警報」が発表された場合

- (1) 気象条件等を総合的に判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合
⇒ 教師の指示で授業を中断して速やかに下校させます。
- (2) 警報が解除されても、戸外の通行が危険だと判断した場合 ⇒ 安全だと確認できるまで生徒を学校に残し、保護者の方が連れに来ていただければ保護者と共に下校します。
(注)「岡崎市」に警報が出ているかをテレビの情報画面、気象庁の発表等でご確認ください。

3. 「特別警報」が発表された場合

- (1) 登校前に出された場合は、登校させない。解除後も、生徒が安全に登校できると判断できるまでは登校させません。
- (2) 登校後に出された場合は、授業を中止し、保護者への引き渡しや学校留め置き等の最善の策を迅速に行います。(その際の連絡は、城北メールとホームページ等ですみやかに対応する)
午前6時00分から午前11時までに暴風警報が解除された場合 ⇒ 午後1時から始業
○通学路の状況等で登校できない場合
1の(1)(2)の場合や、大雨洪水警報等が出され、通学路の冠水・道路や橋の破壊・電線の断線等で、生徒の通学が困難だと保護者が判断された場合
⇒お子さんを登校させないでください。その場合、学校へ電話でご連絡願います。

4. 「地震発生時」又は「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の授業等について

- (1) 事前に情報がない状態で地震が発生した場合 ⇒
生徒が在宅時に震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校となる
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合 ⇒ 原則として通常通りの教育活動。
校外活動は、発表後に出発する場合は一時見合わせ。校外で活動中の場合はいつでも帰校できる準備。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 ⇒ 原則として通常通りの教育活動。
校外活動は発表後に出発する場合は延期(中止)。校外で活動中の場合は速やかに帰校する。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 ⇒ 生徒の安全に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、生徒は速やかに帰宅する。校外活動については、(3)と同様。部活動は実施しない。生徒の安全な登下校が確保できないと学校長が判断した場合は、臨時休校とすることもある。